故事附問答

上

1 曽5
323
1

十三

茶器問

（ワクモン）

紫藤凡 霞

古事附答問

小林藤九著

[illegible]

[illegible]

[illegible]

通小町[illegible]

[illegible]

[illegible]

盈人[illegible]

雷電の[illegible]

宿[illegible]

門 1曾5
號 323
卷 1

明治三六年九月二六日購求

以上

ある人者云ふ所曰

塩竈の窟ふ、実やかうもとい切りて、其ハ仏ハ松と

山中歴史通考米三巻云ふ、山仏ハ

畔ヨ云ふ〳〵迦〳〵牛代文成子ハ文ハ仏ハて曰、晨避高宮本イ央ハ檀枕ト

昔(ハ)山元と云ふ宮もハ切と窟ハ仏ハ本避の仏ハ切と云ふ

基代桜の元宿の牛ハ云ふ所ハ切と云ふ湾ハ本ハ北位ハ中心その本位ハ

夫と云ふ檀の枕ハ云ふ所ハ紀ハ云ふ檀ハ牛ハ檀ハ牛ハ溪ハて檀本の

仙家の枕ハ云ふの意と云ふ河と共ハ仏ハ牛ハ

富士太鼓の窟ハ云ふ所ハ流ハ物ハ

山茶花いうや　若ていわく

秋猴とは猿なり　珊瑚とは女の名なり　魏の代に珊瑚と云る女あり　主人の君の

寵愛に対し他の軍役に行と云時　大に別れを惜み涙を流して送る

夫有て夫行て有に加へ多く他に行と止り行て　夫と云ものも故郷

思い出て　山秋猿　楚国の巫山と云所の名産の猿なり　山中に

秋小猿ばかりのほ三寸長くのびなり　果を捨て夫と止れば長く

出して巫山の秋の猿のまくして止り　若曰

小町の深草の少将の九十九度通ひしとなり　猿の一度二度

三度四度と云て　百度を除ていわるはいなし　若曰

是大に決定なり　易の卦なり　河図洛書全数合て

百十ヨあり　一六　二七　三八　四九　五十の中と五ツと十ツと除き　猿て九十九なり　猿の九十九

十ヨ　猿なり　若曰

親を泣ん　他人は喰ふとや　若曰

諸古来より和俗に人を朱明の李書南が云し　望玄孫の老の

如三千人の内族親泣哀喪　他家は呂蹂　尊酒と書て　志ありなり

山書人を書て出失と者　日本俗語に明の代に来りし人と見て　古

李書南が詩も有り　諸を望玄孫　藤九郎　山洞

全く書て廣くこの事を人に　老年　ちかを見

右の五酒　故事　和州の人の系　乃ち十八代　物を求し　親分

槐才の老長　法号　合て長野　他人は只一所の悔

京都帝国大学

喰事ふあるべし悔の悔なく相撲なく必人安きがんしく全くいのちを失ふ
はとし日本唐の文字にて聖道を学ぶ事なく五常七徳五倫の礼
楽武学書数日本国不定り諸家の業を定りご考く学事なし
遠古昔の人王十二代に代あり本朝を治一社二字の給文を
恋く相撲を好て伝へ玉ふ仍て相撲の名を以て伝へ友の口傳の事
口傳の義理を取違て伝授の秘事しやのと陽子なく毒の事なし
事ふ行ぞ院す事のつ人名を思案違ひ京者を学遣いて立物の時の事を
今日思ひて大々心得違ひ第一日本の国を少安く中なるべし俗語也
勝負を事日本の如く文武の業を相ぞ学ぶ文字を極し物
国の古世京四国六郡の三ヶ月を学ぶ事なく京なるべし雨ぞ比べ

ハ比べ今ハ稽古の事ハ採用ふ気風俗淑敬ふ仍て親を法ふ純人悔者如し

右人座の物語

若曰

山頂出事あり太平廣記集略二百七十五ヶ月ハ江南の客を
舎して謝安が辯以酒舎友初呑盃終座如盃
始と云ふ山を酒を呑物ハ居ふ居ふ呑仕業ハ
京婦ふ杯の始なんと云心なり藤九曰此故事附ふ古人の
事也乙座を果者なり甲乙京ふ物の果の事なり甲乙京ふ
物ヲヨこハ物の者ふ事なり寺院証盤魚鉦の始をカタと云最中をヨコ
座と云事座をヨトと云カタ号甲の反なり ヨトハ乙の切なり果をハツと打て
始とかきなやまし原汲おりなり唐ハ乙を日本の相撲業を仆の事なり

乙庚の宗物なり。藤九郎先生云ふ代小芋なり。茅出雲北姫日本國
中いよの瓢草なり。祖父、いなの半と号し、中世なり。まづ
日本神道の姫の祖母と催馬楽と云。古今西国の地の歌足なり。山祖母と下垂なり。
馬酒乎と云（今俗云ちゃ）。山馬酒乎と祖父姫、いなの瓢草と唱へる事は物そ
物の祖母の一種二なり。ゆえに瓢草を祖母と言へり。イヨナフとは
泥生の事なり。今云専成瓢草の首と尻小元と堀こまの
間ふ入中乙と接で祖母なり。夫らを祖母と申す。凡天地接
土二祖母なり。祖母の事なり。天地の形ふ外なる者あんや先生云ふ山町の流と
ヤさるに河原治兵衛なりて形を述べし者なり。馬のきつ事なり。これのなが
中ふ伊ふ九連止と中世ハ者なる見なり足本朝祖母の根えなり

巳九三十六、十八、巽六、二十九の七、三巳十二、巽いの宮和竹人と無十八の盤の
右ハ巽そ巳ドなるも天入地五の形ふ為て中時なり大ふ相違ふ事なり。
山形と祖母なり姫一番なり山茅と号ふ根本ハ瓢草なり足を居ふ天ふの
乎人なり祖母ふ巽そ製一出世一生なり足何屋なるを巳天ふる十八時堂の導師
の最中なる法なり屋八なる者ふ日本屋一とえども屋作の出ふ何ふ
事や考ふ巽べ伊ふ泥生瓢草と天王寺の一子の宝物と伶ふ云ふ山茅なり足ふ
巳八の十二の呂律ワかなり十六の子なる。茅一多なり十八の出なる中足なり山形を
以て押ハ庚古の浮世のかなふ。ほ一そ瓢草を於て八祖母と形ふ馬屋なり。
日本の空世上人の名安たんの停朋と夫なり。会伝を号先京生源度一ふ伝
形祖母ふ者と者ぬ者家そなり足伊瓢草を牧で右倒ふ巳子と中

「換しなる人は亦物を出す事を盗人はたいとや此字いふ　「苔曰

文選十二巻に曰く秦の李斯が始皇帝に奏せる書に藉寇兵而
斉盗粮と有り是より出し詞なり　「先生藤九官事に付て士卒
足軽の人を云事と見えたり此字をなくしてや屋し足袋も見
はかめず俵物に大半の物を納め事也優なる諸代物名なきに永子を銭之
「らいでんの筵に秋は散し花葉は風なきに散安く愁を夢に涙は宮よ

まづおしはかりていへば此熟字ありや注も物なしといふ　「苔曰

文選の豪士の賦に陸機が云欲隕之葉無所假烈風将墜之涕
不足以繁哀響食を世と有り足より出し語なり　「藤九曰先生云べくして
宮詞も如なる程の金玉は事をなすと云事なりやべし此絲は箱屋の事なり

たぬき尊キヌタ打テツカラコの砧の拍子に急し正九の金を八蔵金に延ばしける
足軽は金十六両を一蔵となせり十六両を一斤とす百斤の砧の十二の両なり此正九金を延し女
のぶるに女をおしやつて打のべてふ延ぶ事議論は女の浴びら湯をわかして湯となしける節を足
陰陽和合の理なり剣も女房をかくしと申す無世界の事十二と十六は人の数と外を
事なし亦程は八十六五三の数なり此惟春秋已が四季の理をかくし時日をもってたけく繕を
日経をもすらし雨だれに留めしに栞なりし此キヌタの糸に金石草木皆ゆるぎて活浮
山林に入て神に舞に孔雀の声を聞しなんぞ十八此箱なり庭まで連なりて手ふり
時分を定て喩に海中に入て二六の下に十二を時に調し此事を以て鞘にやすし調子を伏し亦
舞の鉦鼓を張を拍秋とも云ふ十八十六八十二を合せたり和日本の俗語と云て大法達の箱
此程の板鞍と云ふ東此箱屋も謂ては事なり田子の浦にしけりかんて子様にしとめ

たち反セズ
すつ人たり
なり
日々二十二は
十三の事
十二は十二なり
二十二は十二
中は供
きめく
鈴ヲノキヲ
ハイテロウ
夕月ヲナス
卜比辰宮ナリ
兆状ハ
ニンキロウ
辰虫氣楼
有

外からの味噌焼ハ黄ソウ云也ども擂すれハ無ハなけれども葉味噌を束て焼しき葉を火に
焼て喰ハ昔ハあやしき時ハ此本を悉く砕きて延見と大に恐れを向て新五郎蒔おとし草ノ者
小臭い所為なり足葉味噌を禦ぐ返済なり市 鍋屋に蒔てよく食ひ又茶ハ何をも煮てても
手洗せぬ者なし向ひに此方の橋津ハ可能て味ひ摺所の糸からも此方のを瞞て安いと蒔り
の石塔より手前の八石が星にて文字が深いのが人の彼とやが御定りなれば此鍋屋并ハ親代々
松が新なる下人なし大坂中で此鍋屋の中一チのふるき者でござる味ト十きは人足上手なれバ
八百の金を九百にも延さす落しても金の不わるし下手なれども金を摩し摩りきれバ
大八三なり俗に自慢者を味噌摺と云追従する者を子味噌あくなんども此石屁
より出たる事を者をいふて居れども通用者が妙なり大坂ハでしがれと云ても
橋に遠い事なし十二八橋天神でし免角相判を以て安からし二条のでし

まてこのでし又橋やハ頼まぬなり
死人を取扱葬る者をおんぼうと云文字ハ　善て曰
おんぼうの号日本までときはよりの詞なり昔を髑髏人又牧者抔と
云しなり大江ノ匡衡が拾遺集より亦詩選が字治路等抔に見えたり
按ズ東坡が対スル古胥ニ詩ノ七言絶句ニ薦ム哀来ノ在ニ隠亡之人ニと有
隠の字ヨミとも仮名通ル親者の音の字も是ハ音の時ハヲンボウと読ノニヲニ一示ハ
用ゆる志もなく隠亡と書事や不足を備る事を恐る者なり常ヲ識者を
待て案ぬべし右東坡の詩ハ詩林諸記の巻二十八十五丁に出て藤九郎聞及
人王二十二代雄略天皇の後顕宗帝の御字上天子なり御父の墓守出来し是を
此等を守戸山陵之人と号しそれより今云者也産業故なし聖徳太子より仏法

ゑつまり六人と葬り取扱ひし者も織も牧者も心〻なるべし本朝火
葬と云事始て陽成天皇の時煙坊と呼しめべし山煙亡骸の所〻
本朝にもと云ふ事あり聖人と云ふ事半の兆と知て化も祈家
如ぐん聖帝足姫尊崩て亦亡骸を山〻高野山に日秤月秤と言事
出来て今日本国中亡人の骸を取集て日牌月牌を設け法行月行修
去年の何と云ふ亡者の命日と下り何年日知り陽成天皇崩御して亡者の
亡日を悟る事〻死人の数を知る日知り奏聖の文字を集し坊主と呼ぶ云と
流る人もあり人数を沼辺に見て棒女子の貧の火燈足日牌月牌の
所〻に菩提の火燈の裏に何年陽成の亡骸を悟知とあやうく拾ひ人者屋を
建て神代の墓守り亦墓〻き事〻因て山〻住日知の住宿の所〻を問拾と

壮麗云人の事〻蓋〻蓋と云亦庇を立て拾と欲絶
寄と云交合有り氣和交合と云合合高壮大師〻山嶽山戒檀の石西侍
宮生〻と迎寄和交合を以て西侍等が山と云〻〻山の西若芋茅浮〻人〻
夫〻〻多の横の尾〻て拾刺〻人庭〻て壮山と宗〻〻
山〻欲俗〻毒水〻云火と小石遣〻〻絶〻吟〻味〻山〻の山と云〻拾と待〻〻
曉〻〻山男子と呼〻〻拾ふ〻有の夜帝〻亦武彩〻の〻〻奴等の拾〻
好〻〻〻浅の屋尤〻家尤〻良等〻〻伊〻〻〻〻〻〻〻

壱の人旅立の発足の日と云ふ日は立と云ふ　答ニ曰

至宇右諸〻見浅神代沖の姫〻第立〻多〻〻出〻国と中八玉伝〻〻山八
南斉書〻奇義中巻ナセ四〻、湖南〻客道ヲ起ニ公門ニ　俶装〻〻〻

首都をかゝらたちて傍ら是を昇の注記かき祈なと注せり独もて
旅に死人をふるそかゝらとなる歟 下 思ふ是も故事附なるべし 下 何の事
なくかゝとなる始てたゝりなり アカヤメナハヒヤラワ 八音カの連声なり
ミミムメモ ヤハメ はしめ立の形しかほ立なり 山岐と云ふ常陸の香嶽の
神なり ほ手反 香語立と云事と伝へ原かゝの故事附生せしなり 何の事なる
かほだちなく始て立なり 四方事なり ヒノチ 日立始国ふるゝ東
ヒガシハ日首の略語なり 作常陸と文字を棹なり 刈香嶽の神の国ふる宝の
神山を双並山と 俗女丈山云 百葉第九 長歌 こゝもての宝のふる宝の
きまくと いつまくは 下略 是検税使大伴旅人 ほくでの山をほくほと思ふ
むくの事長なるを 下略 抜もし 筑波根よりの道のぶくを道のぶくして山の合稱を見の様なり

亦分て年ごとに歩ひ覚度も合ひ分ひて見ひるなり 山の東と女稱嶺西の山を男稱
岳と 伊特諸伊特冊の尊と云 南方と大通人天地開闢筑波神社の額と思ふ
西峯の間に流る川をみなの川と云 ナヘ 登根川 五月の百二十日に ツクバハ千八の略なり
ちゝは父母の古略語なり 三十ノハ女男なり 是父母夫婦姫の姫なり 故山宝の神なり
日立生出なり いつほちのうらのふくなる 常陸 常陸国人姫姫 姫なり イロメ 常陸 ロクナ
宝の形ちして五次の孫 子を孫して 一月に日立と十月に生なる 山女男川の
一つ沼の東なり 夫根川と云 子孫 吉野川 むすめ
父母根の夫根なり 母つる女男川 京 子意 渕 氏 皆同名なり 是 百人一首の五の
歌なり 秘歌なり 沖製なり 亦口葉の歌三 冊比の素人の長歌 多くの歌 弥山八 何なる
明神の 紀山の双並の 御白石山 是要石なり 女男の交合なり 世の要 下略

唐ノコキノコトニド
コヒツケナリ

かゝる尊ク清キ神の國なる故神代より山神の神祭を祭り吉山と諸國より始まり行ひ人ふ事
高ハヤを麻酒供と云ふ吉を山より出かづらの実をツクバネと云ふ婚礼第一の祝ひとなり
き象ヶ岳冬節大二十日清まり元日より立たる日立初山時ツクバネの形を刻み
羽子板とて子ども小女の祝ひ事是父ハ祖母小板皆陰陽ひけもつて家内相年止ば
小女のごとく子ども十ヨハヨ云ものなれの国もなで麻酒立と中も宜なり

物の送 北方の年を孝かり是と云ふ

茶を日

是拠ハ魏書の七十巻 魏陳留王の時天下人民大ニ
飢をふ乃ち時ハ民ハ一ヶ月二十石家の貢の布と米ハ生人半もなくて
都市ハ行る山野市ハ彼貢を以ても之不弘庭ハ官人ハ俸
宿衣ハ官ハ従ハ仕官の民ハ俸米を補寄解冠役給ハ仕里ハ民と云ふ

ハ官人の居所ハ出家の居所ハ寺と云実ハ官所の名なり
僧侶の居ハ寺と云ふ 藤九ハ勾神ハ寺ハ テラ寺ハ
大貴ハの宮ハ殿ハの貴白ハ殿ハ人と言所小行ハ殿ハ八十氏の物と神を侍ハ
ともヤセ侍所是ハ女ハ等ハ子ハ いそのこもの酒たるべ不ハ
五月五日 同ハ子ハ声も少ハ山ハ ほふ ハ大陸国の習慣ハ官ハ禁中侍ハ
論ハ日本皇孝ハ十八ヶ国と分り後聖武帝日本ハ十八ヶ所の国分ハ建
ハ ハ ハ ハ侍所ハ今の清水代官所ハ ハ山ハ ハ生の ハ
伝家ハ ハ ハ今ハ習ハ ハ ハ屋ハ ハ侍所寺の ハ山寺ハ ハと号
初ハ仏在本朝ハ ハ時仏像ハ禁中高殿神在の真中ハ奉ハ ハ仏家山侍所の
ハ ハ仏を ハ ハ陸ハ姫座ハ ハ ハ山林ハ ハテラツと云ハ

油を貢キ
なりし略
サイバラノ
弄く
りんいの御く
こきまである
まふ〇なり
船ぶ名かり
のいれ
流くしづまもよなり

此さハ物そて行の半なり善光寺の亡もし日本へ渡しテラの始成へし何ぜ少年の眉子じやくうちう
出シや足より寺をたてしハ昔より尊ハテラ共門うち見ゆの俗語ハこれじや仍今人ハ出家ハ侍の
洞あり此テラツの済ぬ先日本の亡もしハ火串立明し庭火なり可殿守察の人数立ぶ
渡もし卅すくハ此篝火を焼人のなすを居察なり
渡位の衛士のたく火の穢もえて[illegible]此殿
守の衛の士あり割木を積燃し[illegible]胡麻の油を持現けし半なり神在ハ篝火なり
胡麻ハ仏の好しい物なれハ仏の御見明しと焉信せし飄ふ此葉なり油を元新羅国より渡来
貢ふてしなり甚済し而を住吉堺の津ちり爰を以テ津と申なり住吉五大力ぼさちの縁にて
住吉明神の神社に暎ハツク浮の君となりて住吉の宮へ入らしとなり日本宮側外より此貢の
船此津より外に光寄の此なし今に唐物ハ堺に着すうを以てなるべし家光大将軍より長崎ゑハ
始る此積を何す新羅ホと云し故に神宮寺に新羅寺の名なり是日本木綿の始なり此を以てとなすて

此奥く
くハし

アタと申事アタを略しの下略語モメニ云モ実の略語なり モトハ関東くちく実の一字を加へ坂の上の
田舎に今も草綿をて作し申す今の一寸ほど田村氏足なり本朝綿代の始なり住吉水善祈りて草綿
田村氏よりなり祝子出綿の元其厳重なるハ此謂なり故に新綿の初穂ハ草野より立初草綿月並付き衣の
爰をさ此ち此綿を日野国中に交易しかし仍今人の耳ず綿とて初穂の始なり大坂五
又ハ細く舟細く船を小船にていかし安良宗の船を大舟ず[illegible]此道へ
安良宗ハ海の難あり大船持に安良に十才八二ぶ今の皆日出す船を流木と
いふ習事く船を以て検校と申す市を桶ぜこと云事なども住吉天王寺の其外に至
此是にぶ宗には略しね大坂川尻の比の中に草綿出天王寺の旧家なり中にも天王
屋と名宗本ツ家ハ聖徳太子の御宸筆まて所持なくも天王寺屋と称ましのり
此人気上し大の宝物なるとぞ今に別家ども有て腹麓燈ともハ此謂なるとかや

此語ハ天竺の日本の時ハ芦ノ気の葭の穂ニなり今ハ蒲黄の文字ニ替へなり
俗ニ云パニヤなり「今ハ頭光者のパ、パルヤト云」芦垣の吉野住吉の稲荷社ニあり万葉集ニ才女
「せしてや若きわの里ハあしふしの人毎名の
おもしやすもそ忘れもなくはらしるまゝに首あます「下略」
二代三正此吉社ハ社親より合て三吉社なり洞ノ社稲社尊ことて十二ヶ所ハ十六の
宮の三社の始なり始ハ二ヤまで夜ニ此シラハ本社の名あり始て此シラの実を出して
世を知り仍白告げ此なり万葉ニ「白縫の筑紫の実の[illegible]」足白縫ハ筑紫なり
ツクシ也、住吉明神此縁を故人云々そして不知火の筑紫を所遣して[illegible]れの
為ニ此[illegible]此シラを絞ねとハ皆前ニ云し燈なり古歌ニ[illegible]の燈の
神奴始居めするを清しハ[illegible]諸家ニ燈を焼[illegible]ハ法家を清めは
神奴仕ふ[illegible]今ハ住吉の神宮ハ社家ニ神奴なり米ハ[illegible]ハ皆奴なり

神の為の奴なる故神奴なり此火串の[illegible]なりしを勿体なり迚箒と云し墨を
なせし本朝墨箒の始なり是とも云墨焼箒と云故ニ住吉住の名を
墨者墨の[illegible]を万葉集と云へし安之丁ハ箒屋多きも此所縁なり始ハ
此シラを芦生ニて絞り取り十津を以て住吉の神くとし[illegible]の城道の神へ
かくありし本朝神の名し火清地の始なり[illegible]城道の明神を画て時ハ神奴の
[illegible]とするを[illegible]住吉の石地神を大宝とするも此沼なりかくて[illegible]テラツの経
[illegible]足と人ニ世の[illegible]祖神なり[illegible]足を経[illegible]ニ皇太子始て
[illegible]の花の間ニハ二十二祠の地ニ足を命じ種ニ足を菜十六畑と云本朝結縁の
始なり菜の花の根を茎と云アブラの始なりかく[illegible]八日廿一なり
[illegible]経を住吉の芦生野へ運て[illegible]此時芦生社を遠里小野とかき[illegible]

仏寺今大坂島の北に泄屋と名乗旧家有り「住」と遠里氏なり却て「住」と遠里氏なり

五平遠里小野の泄寺住持埴古の第次郎盛より却て行る日本神道の

泄火事の泄ふうそ鎌道の時代の泄姫泄寺佛道の泄火事の泄寺テラ寺の善光寺の

泄時の姫なり左衛門佐の名者八官家侍女の姫なり八重と云て一生泄

泄姫と泄火事と呼び泄人皇五十代埴武帝より平安城と号都と一万代動泄

代と 山城国なれば帝の御宮の御所なり都の内なれば山城国なり

却て五十二八尺の花祠を四物五一の大縄の八尋を作て

泄と名づく今大山崎と号す山崎の十六川を城柵の堀と名づく平安の内裏に貢ぎ伊勢の

神に奉る故に山崎の泄に柵を立て離宮の八幡口警固の仕人と厳しく大阪の士に花

今安芸所に山崎と名乗泄屋に泄と泄に地名に山崎町に長崎と呼べり泄の内家

に泄多に地名に伊勢の名に狩くべく住吉天満の名に行て伊勢物語に

業平朝臣と歌を詠しに時に泄に歌の上下を詠ずるに足山時

まても太神宮の宮前泄火事八橋に近き火事に人の焼草に太板に呼び

泄の名と泄に名に足歌を上下に分て速歌近物の姫に 上下物と八双方に分る

市に居春日明神に参に狩井氏時人に神地の四人と名狩に古例に

五に製に禁中に奉る大内の泄殿宮の姫に正殿所を称禁中に奉る大内の宮を姫

月に 月に出て宮井の宮に宮のぼる 泄殿に泄殿に

矢柳に永田松井氏に足海毎日秋に外山に橋中に枕の名に上に中に人に長に宮

略に伊勢寺テラと号に八所に法皇寺に寺に泄に人に山に加に一寺に原

貢に出て加に寺に寺に寺に出に

物を中に拾に加に加に中に

[illegible] 答て曰

性如此なる者なり。史通巻の十五 二十丁ノ、周ノ二十四代高王の太子ニ晋と申人あり。然
簫を吹きて或時市に入て袖ふりしも、子なの中に司季と者ありしが、常に勢利の悪俗
にして風雅ならさる事を笑ふるを、只高尚の事のみかしましく云けるが、此太子の簫の音の
風のよき面白さを聞といへども何とも思はず、却て簫の金の瑞りを市中に出て売て便
いたせしが、尊かんなんとのいはまほしき太子晋さげて曰、咨嗟司季暗管音、還ト賢
貪利ニの云り。此語をよみかへして考ふれば、鋭音と云ふ独ふ此語より見れば物の賤しき
なる事をたとへる詞なり。日本の俗人あやまりて事の語ちふる事に用ゆるは大に誤れり
遠なり可笑し。ヨット先生日此の俗人をいふにあらば藤九十郎なる此尻喰
鋭音とは本ハ吉事に用ふべし。命ながく禄の事なり。瑞ハ尤も寸ぞ知れる事なり。此の
出摩耶山の鋭音を拝すべし。湊川より登山せんと、表をば凡九十八丁の三百六十檀の

トウリテン
シヤウ
摩耶山トス

石檀残上りをもて長き人の姿なるを以て、鋭音を拝むは、尻向なり。本堂なる向なり
追なへるは大坂辺なり。左も有り天と云はハリサイ如にて、三界万霊とて天地の間にいるもの
霊なりとかたれるを以て相信所隠の神ハ鳥須沙摩明王なり。かのあふ浄の不ことも説のとし。計ハ
衣を通す最上の具なり。世界をなれと頑くせし衣食住を思ふ故なり。袖口門口食口此
此口ハ欠ても品なしなり。糸をさし入る銘をかけず衣通日見なり衣を通ずる計と云ハリサイ
如キ寸ヒまで翻の字を紙事なり。鉄サイ棒鉄挺鉄刀ありて尖く強き事なり。如尖針ノ事
半の八ハリサイ如なり。通天なり。依て此山の瀑布に布引の名あり。西ノ手ノ如尊東に向ハ計の法ニ
湯やを名アヤとて綾ハ織事。丹葉茜ニよそ織事経済ハ女の手業なり。故に湯を婦人なり。尻
結ぶ如何いふとも始ける理り、今いふ今まなれ似事抜出して客事そ尻暗
観音と云等原ハ日陽后明石を明しき後ハ小暗谷なり。皆古風古の文文をを

所しまじや清しき日張を作り薄し山成真榊立て玉榊立て赤き幸を結び
赤土の國の
赤土なる摩那斗の鉾を以天晴き文久成天晴山に八月祭立て祝倉山の星月祭か
星の井立て
ヤマ山ハ
祭を務国立て是清しき鏡を以て計の祭ハ神道を鏡通し昭和す
清き水の真居の草紙に唐ちく七曲の玉に物を通してよと越しに方の宮を蜜と
如し一方より陸の櫛を糸斜入しに玉蜜の為を考し目出度糸の通し山人を迎
機通の神と清きし史を考り是アリ糸八リ立ミツ糸清に為を西紙裏として通
所に左右林産して細く長き事に下に唐前入て鉾に宮殿東向に日ド
何も宮居に唐前出し唐前夫より抜き為を物に山を飛ハさわ歩くて本社に山を紀
御名を生 貴之紀の身として下の時に山神まつ日を出をもつて歩通りかしに右のし察の馬忠
戸にしば貴之て立て飛ぶ日つ世せに一首の歌を詠
天ノコトナリ
天雲天の姫神天の羽衣天ハ乙女に成を横に見ぬ立て牛に歌天の
衣に立をたちぬいの形と国に白しに考に形を国に清に貴之止ハ
計を清しぬき止に
ヒ
十六ハ筆に第立て永国に祝別の玉て何も秀に立て鍋八の日と針借貴と稲荷を何
ツクトハ
ツハリ
ヨスコリ
山野に立て赤ふ一本に立て鏡に立て為を赤を為ら清き為に立て紀貴之
ヤマ山ハ
イホウ
山祝歌を奉に立て清しに山神神宮渡地の渡火の姫に貴之綱八人五十代
仁和の時の人て覚平の時字に梵中の御書所に立て山時神前の渡火事燈
縄と見て立て天雲の玉に為る清き立て
列祝しても思ひ立て
貴之神前に額附に立て社宮に向ハ
尋ひしに姫神の中に其時貴之大に土に清き立て遠宮に地の渡を拍渡に立て捧
立て古行祝て器に立て貴之天子に祭の玉の鏡に地を清く二度清地を

てらしの仏神山時らアリトヨシを有沈と名る附姫子示も天子の察の巧なども
たぐ〳〵なれども夢之述と（長月）ど多酩酊別書出人日為ニ察を多〳〵八ヲト夢之 附し地名ハ
とく むさし いぶと号し今武蔵地名 アブミトハアヨリフムヤ生ヤ 右多ハ むし いぶと号すぶ
かまて松ほけ光り仏又て鏡まあ〳〵ほきの声〳〵切て沼ほ山明神の為ニ山東ヲ献し
たるもふ
とるもふ
ふもう
石燈籠ヲ御神鏡とかる〳〵 山神の海先城陣地の境界の帳ヲ社ほ新
第ヲ也ども長月ヲ多ふ酩酊別書出

うしふ〳〵て答先古為〳〵ヤ半八ハ 答曰
山城甲斐ほ〳〵 古ハ〳〵 市ほ〳〵 老ふ長明ヲ金沸山嶽の記
出る調ヲ菅隠芳山ほ老客〳〵 朝ニ対ス雪明ニ謝シ塵表友ヲ夕ニハ
伴ヲ鶴翔ヲ 参禅居士ト云山参ヲ云字ヲ為ヲも清反志〳〵元ヲ京清原ヲ

菩光寺ヲ云ヲ寺ヲ了ヲ昌前為ヲ寺ヲ 藤吾 先生ヲ知ク日本の俗ヲ知ラも
多〳〵ふ光厨ヲ元ヲ日ヲ生ヲ了ヲ あるぶ〳〵 鬼角庫ヲ云ハ〳〵ヲ
半れ家国ふ生ヲ了ヲ世の理ヲ形ヲ志〳〵ヲ 蚋の洞ヲ志〳〵ヲ 千年の古ふ法ヲ
ふ法ある事ヲ志〳〵知ラふ加ヲ以 武蔵語ヲ云ヲ界ヲ迷語ヲ云ヘ〳〵 まず大事の
事ヲ為ヲ事ヲ思ふ事ヲ大切ヲ云ヲ尊ヲ事ヲ云ヲ思ふ事ヲ先ヲ辞
ヲ〳〵事ヲ〳〵ヲ生ヲ事ヲ為ヲ字ヲ字の事ヲ〳〵ヲ 迎ヲ為ヲ
ヤ〳〵ヲ事ヲ生ヲ 奥切ヲ事ヲ 世界の事ヲ 落ヲ刀ヲ 上昨ヲ昨半ヲ
通ヲ為ヲ〳〵ヲ 弦ヲ 千ヲ甲の事ヲ 菩薩ヲ事ヲ 神ヲ為ヲ 酒ヲ
笑ふ下紙ヲ為ヲ 主人ヲ甲の為ヲ 者の切ヲ 沈ヲ酒ヲ 諸是姫紙ヲ加ヲ 友ヲ
居ヲ酒ヲ加ヲ 切ヲ 切ヲ 切ヲ 切手ヲ 切ヲ 切ヲ云ヲ 三の字ヲ

反ヲ住川ヲ川ヲ切ツツ月ヲ月ヲ反ヲ
四ツ日ヲ日ヲ十ヲ十ヲ反ヲ十ヲ十ヲ長ヲ長ヲ時ヲ
除ハ次ヲ次ヲ経ヘテ来ヲ経ヘ来ヲ七度ヲ九度ヲ反ヲ建ヲ反ヲ切ヲ
ヲ作ヲ七九度ヲ十八山ヲ山ヲ百葉ヲ十八境界ヲ境界ヲ
山十八ヲ住吉ノ神ハ二九ノ十八ヲ取リ天ヲ天ヲ十ヲ神ハ三十ノ十八ヲ取ヲ住ヲ住ヲ吉ノ神ヲ
ヲ住吉ノ地ヲ地ヲ十八ノ浦ヲ浦ヲ
今ヲ京ヲ新家ヲ立ヲ古郷ヲ今ヲ今ヲ所ヲ大ヲ大ヲ合ヲ
十八ノ浦ノ首尾ヲ相ヲ相ヲ場ヲ十八山ヲ十八ヲ地ヲ十八ヲ地ヲ
地ヲ住ヲ吉ヲ上リ地ヲ谷ヲ地ヲ
仏ヲ霊ヲ地ハ悉ク山十八ノ数ヲ二九ヲ取ヲ二十ヲ十ヲ十八数ノ口ヲ口ヲ
八三ノ十八ヲ山境界ノ人ヲ人ヲ堺ヲ堺ヲ大坂ヲ字ヲ字ヲ
阪ヲ阪ヲ上ヲ上ヲ大坂ヲ大坂ヲ上ヲ上ヲ
半ヲ半ヲ反ヲ大坂ヲ日本ヲ日本ヲ中ヲ
口ヲ口ヲ反ヲ二十二相ヲ相ヲ是ヲ是ヲ聖徳皇太子ヲ聖徳皇太子ヲ十口ヲ口ヲ十二ノ地ヲ地ヲ
ヲ道ヲ引ヲ引ヲ十ヲ十ヲ仏ヲ仏ヲ佛ノ三十二相ノ口相ノ口ヲ是ヲ是ヲ
国ヲ国ヲ方ヲ方ヲ仏ヲ大坂ヲ山ヲ山ヲ半ヲ半ヲ地
ヲ尊ヲ尊ヲ尊ヲ尊ヲ女ヲ女ヲ所ヲ所ヲ
口ヲ口ヲ八ヲ八ヲ二相ヲ相ヲ十ヲ十ヲ口ヲ口ヲ姫ノ姫ノ井ノ井ノ水ヲ水ヲ十ヲ十ヲ時堂ノ時堂ノ黄泉洞ヲ洞ヲ仏ヲ
口ヲ口ヲ天ヲ天ヲ十ヲ十ヲ最ヲ最ヲ初ヲ初ヲ是ヲ是ヲ洞ヲ洞ヲ定ヲ定ヲ加ヲ加ヲ奥ノ奥ノ五ヲ五ヲ真ヲ真ヲ中ヲ中ヲ黄

俗説の最中是なり俗に京なる人と申す神の五人ありと云ふ山なり出る京都牛
角牛庁に角と云ふ物なり牛の神と角神と中半なり九天東西南北七星づゝて
二十八宿の象東は珍に似西は虎に似南は雀に似北は亀に似るなり北も
山なり西は白の北は黒の象生に似雀に似亀に似る喰を出る
秋葉山金山鼻山なり鼻高の面の形に似る 又俗云山の天狗是なり山上は
[illegible] 字に似たり カニに不動明王なり ホロに藏王権現なり
仏像に似たり 行の字に似雑に似鱠に似る禁中に金剛に似住に馬の首に似る
寺の[illegible]の梵字に似般若に般若臺に似る
[illegible]殿に宝幸の御殿なり京焼門の出に殺に似る京清閑寺の地獄おのづ
から仏に牛の形に似る 住吉の門は南から馬の首に似る 竹を

米光庵なり山に丸の地獄あり家に神なり 天満宮に牛の社あり 牛の社今
は三百十二丁の方に引き出す地なり 天満宮の御[illegible]一の大縄なり
板冊の塀なり 右神に牛の社あり 毎年清玄猪の餅を
[illegible] 長谷に酢 俗云牛の疫は悪物なり 天満宮
[illegible] 俗云天満の宮小なり 仏に山地の地獄 毋猪に毋猪に清乃丸
牛に毛に山天満の地をふまれて天物となる 猪に[illegible]
牛の皮の赤ちんの寝帳山地をはるとて牛に[illegible]
京都根の宮なり山なり 卯千の牛なるの皮は悪く朽廃なり 仏牛に正
馬厳京なり是地なり 酒なきの遠いなり 餘に村の酒屋に京は

日本国中ニ天王地ト云ホルリ
モリノ宮ロ京天王宮ニヤウ
伊勢ノ洋ノ天王ヲ大坂ノ天王ヲ
ゼンコウデンニ住ケホルリ

尖刻計術なんど其価を諂と以て所是夫の信心ある故なり俗に云ふ法度すくなくして諂ふ心

はもとめて仏前に奉り大きなる寺は皆若先を以て出を消すなり匠丈匠婦の血脈を為し

はなはだ牛をいとふとて若先の来る故なり市陌方角とて売る牛は方角の別も

甚だしくなりしを書し卍の字にて因果を云ふ仏家の因果経の要の所に

今生にて牛が川へ入て引ば船まで来世では川が牛へ入る事なり牛は川へ入て

引ふる物にや川が牛へまかりて引くといふやと遂る人もあり人が替はるがはる所を能く

知りて見れば仏法のふあるを被るも川が牛へ入るといふが因縁因果が貼るなり

日本国の神社仏閣霊仏の勝れたる事を修行の牛の牛を引て善光寺へ来るなり

[俗]厠をかりてせんちと云ふ市名字に書院といふ 【答曰】

此書院の名字をかりて青椿と書くいふと云ふも芥隠笑記の三 四十丁メ

南斉の呉史に曰く蔽厠を以青椿と 菖厠を以蕎麻と書くなり此語を

見るに青椿の洞の槻として見此語は青椿樹に浄所の傍へ植ゑ蔽隠を

して中せんなり様に書院とぞいふべきを書隠とし書隠は青椿のあるなりて

書院と云ふをさまざまに市続草木志といふ椿は避邪香と云ふ故に古人は浄の

香を焚き厠の四方に植し又南斉の代より始まる 【[藤九]中[年]行】書隠せカワヤとは

此茶の事は本天花(?)宜あれど万葉集にせんとは奇なり

【[ナワ]】すあちあら人の物とて手すり置きその茶を白く取りて人のいとし

あちふは宇治のすなり白くさけるもの茶の花なり今に白とは茶の上京なり

万葉集より茶は茶の奇いなし茶はすなりさはさ名る事なり 梅の毛の好色

からの茶種をとりてかえりしとや申し伝へしなれど日本に天保より

葉に[illegible]て浄妙寺を聖[国]寺の中に大坂[illegible]の代に茶湯の名をとる

う事なり好みて人多く事とる事なるべし京都の居所をしるべし

日本にさだめて[illegible]を所[illegible]もしるべし

[illegible]の子 [illegible]泉の

半時計術なんと書物を繙て所是土の国の風俗云伝て清庭すること清まるが
ごとし俗説の土産の牛八塩若干を出して土を清すること匹夫匹婦の血性者も
はなはだ牛よりはるかに劣るとそ昔光孝の系の坊主京師方角にて牛の方角の別し
者ありしとそ書しく卍の書ふうの国云伝家の因果報の要の所よ
人生て牛が川へ入て死ば船にて来ぬ川が牛へ入るを牛行て牛は川へ入て
死ぬるを知ば川が牛へ入るが因縁因果が眼前なり
又云ふ仏法あるを神法なき川が牛へ入るが因縁因果が眼前なり
日本国の神社仏閣霊仏の勝れ所を俗行の牛引て参詣する者多し
俗説にやりて牛ちと云ふ者多ふ書法とかいく　苔曰
山城国の方言に浮ぶを青椿と書加て芥陽雑記の三十十七

南斉呉史ゆして曰蔵則以青椿蒼則以黄瓜と書て山語
見て書椿の説の拠りて且山語書椿樹ゆ泥中の俗椿蒼陽
しかるに書椿しかるべきと書陽書椿のあて字
ときこゆ説ときこゆ亦續草木志ときこゆ椿は避邪香と記て故古人泥の
香ときこゆ則の五ふ椿南斉の代より始
於嗅しかるに怒しき臭嗅泉より今則京青椿は今中源平華ゆ日本の千
年て書白ゆ椿定菅茶のとき山四百三百年ゆ定と椿を噎吐
人の咳のかときゆ時茶代のとき咽ゆ椿ハチヨウニて春ウニより春
青春を壮んとて椿と書るし茶椿ニて五言の方加て噎と嗅ゆ
山茶花ゆ椿ゆ茶道と俗ゆ国俗ゆ小伝山道ゆ俗桑の

喧を塗て嗅ぎ所作をなすべし喧を以ハキと云事の事なり青ハ壮んと申なり

強く壮なる事と書き書侍書如房書壮んと喧の壮りを青喧吐と申日本の

周匂古歌音果京園の風俗なり京君陽もはのら笑ハもだ陽歩を君の事加べし心を君

恥を雪ゆんと注きくふ水の事いわるる事、ばかりなり勢白の心ばへ京なれ者なり

白き物なり京或人のアセしい一則の口東南ふ向しを陽事と云西ふ向しを節陽と

所に伝へらるし節事を陽陽と分るもしろし日本上古穴居洞居なり下ると

土居なるて地蔵て居なり故なり京の川京のかもがは穴入造入ふの河流なり セン千トハセンハ

ずふて川なり千ハ居なり往古上り代ハ奥流なり言葉の川家を見べし今ふ川居ハ後を

十種なりと云俗なりをしてもべし家ほの椿なり青椿十八式京書茶なり事

故事附答問 終

ばかりなと豊秋佳人の恋墨学者

よりしなりと注と恋日雲ふしとヤ見て恋墨学者

十曼舎